

維持管理基本水準書

〈横浜自然観察の森〉

横浜市みどり環境局

横浜自然観察の森

維持管理対象箇所の現況把握

■周辺の航空写真



横浜自然観察の森区域

平成21年1月撮影

■都市計画図



凡例
 横浜自然観察の森区域
 第1種低層住居専用地域
 第1種住居地域
 市街化調整区域

■基礎データ

規模	44.4ha
種別	緑地
公開年月日	1986(昭和61).03.27
住所	栄区上郷町1,562-1
連絡先	みどり環境局環境活動事業課 TEL:045-671-2624
主要施設	自然観察センター、ボランティア活動拠点 観察小屋、屋外トイレ、池、湿地 草地、自然林ほか
その他	・ほぼ全域が大丸山近郊緑地特別保全地区に指定。 ・開館時間 9:00~16:30 月曜日休館(祝日の場合は翌日)及び年末年始

■現況写真



自然観察センター



ボランティア活動拠点



観察小屋



屋外トイレ

■沿革

・横浜自然観察の森は、昭和59(1984)年、自然保護教育の推進のために環境庁が行っていた、大都市圏で身近な自然とのふれあいを促進する拠点のモデル整備事業、「自然観察の森事業」に選定され、全国に10か所ある自然観察の森の第1号として、昭和61(1986)年3月に開園。
 ・自然観察センターは、多くの市民や子供たちが森を訪れ、森を知り楽しむとことのできる『ウェルカムセンター』として、23年度改修工事を行い、平成24年4月よりリニューアルオープンした。令和2(2020)年から指定管理者による維持管理を行っている。
 ・横浜自然観察の森のうち、神奈川県広域水道企業団の所有地(1.5ha)を含む。

■利用者からの要望や苦情

・近隣住民から草刈や剪定の要望がある。
 ・園内の利用方法(自転車やトレイルランなど)について苦情や要望がある。

■利用者数の動向

自然観察センター	横浜自然観察の森(推定)
平成30年度 42,621人	平成30年度 127,000人
令和元年度 27,620人	令和元年度 82,860人
令和2年度 20,362人	令和2年度 61,086人
令和3年度 27,272人	令和3年度 81,816人
令和4年度 29,432人	令和4年度 88,296人
令和5年度 33,864人	令和5年度 101,592人

■市民活動の有無とその内容(愛護会等)

・開園から2年後の昭和63年にボランティア組織「横浜自然観察の森友の会」が結成され、自然観察の森で30年以上活動している。同会は、自然保護を目的に積極的に関わろうとする利用者自らが主体的に活動を行う場として、「自然とふれあい、学び、守り育てること、また自然を愛する人々を育てる」ことを目的に設立され、現在の会員は約140名に及ぶ。フクロウ保護や里山管理、野草保護、自然観察など生きもののにぎわいを守り、伝える多彩な活動をプロジェクト単位で実施しながら、横浜市と協働での森づくりに取り組んでいる。これら長年の実績が評価され、令和元年6月13日に横浜環境活動賞実践賞及び生物多様性特別賞を受賞している。
 ・近年はCSRの推進による企業の利用も増えており、社員による環境保全のボランティア活動も行われている。

■自然観察の森の特性と管理の基本的な考え方

●横浜自然観察の森の特性

- 横浜自然観察の森は、神奈川県内で2番目・横浜市内で最大の大規模緑地「円海山緑地」の一角であり、円海山緑地は、5つの川(いたち川・大岡川・宮川・侍従川・滑川)の源流部である。また、この地域は照葉樹林の北限域で、ヤマザクラやミズキを中心とした落葉広葉樹林の中にスダジイやタブノキなどの常緑広葉樹が残存する。
- 横浜自然観察の森は、草地・湿地・水辺・林縁・林(照葉樹林への遷移途中にあるヤブや低木のある林、手入れされた雑木林)と変化に富み、そこにはノウサギ、タヌキ、フクロウ、ウグイス、カワセミ、バツタ類、キリギリス類、ホタル類、トンボ類など多様な生きものが生息する。

○管理の基本的な考え方

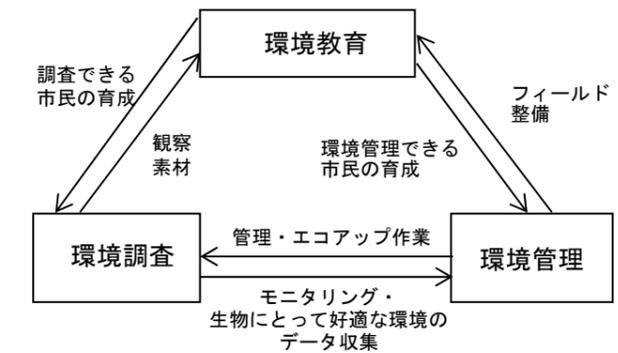
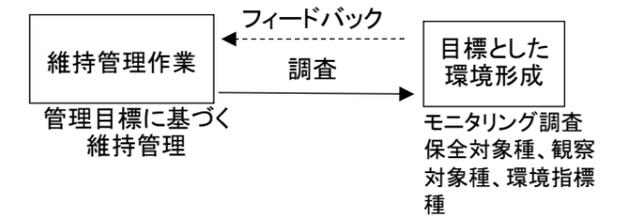
- 横浜自然観察の森は、「環境教育」「環境調査」「環境管理」の3つの事業を柱とし、相互に関連を持たせつつ、“身近な自然環境の保全”及び“自然保護教育”の拠点として『いきもののにぎわいのある森』を目指す。
- ※「いきもののにぎわいのある森」とは、もともとこの地域に生息している多様な生き物が暮らし、それらがお互いにつながりあっていきっていくための環境が保全された森を示す。
- 維持管理については、以下に示すような保全と利用のモニタリングを行いながら順応的な管理を行う。

○環境ごとの保全管理方針

- 樹林、草地、トレイル、水辺の保全管理の方針を示す。

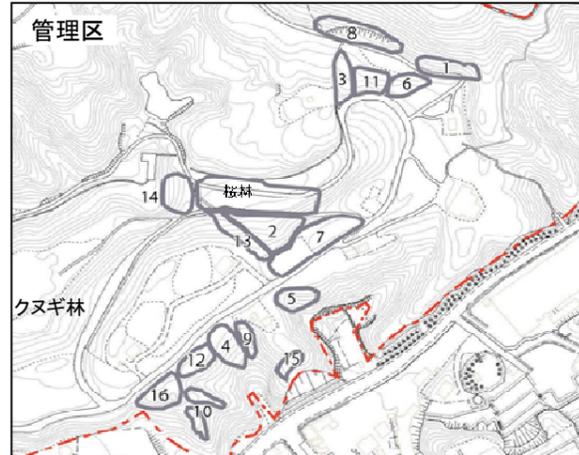
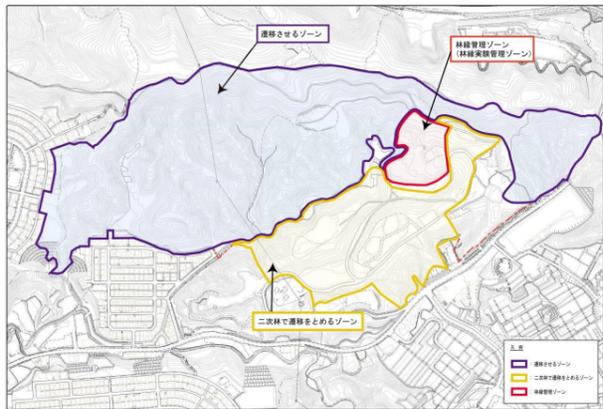
区分		保全管理の方針
樹林	二次林で遷移をとめるゾーン (雑木林管理ゾーン)	16区画 桜林 クヌギの林
		上記以外
	遷移させるゾーン (遷移ゾーン)	
	林縁(実験)管理ゾーン	
草地		
トレイル		
水辺		

※保全管理手法については、「横浜市森づくりガイドライン/横浜市みどり環境局環境活動事業課」などを参考とする。

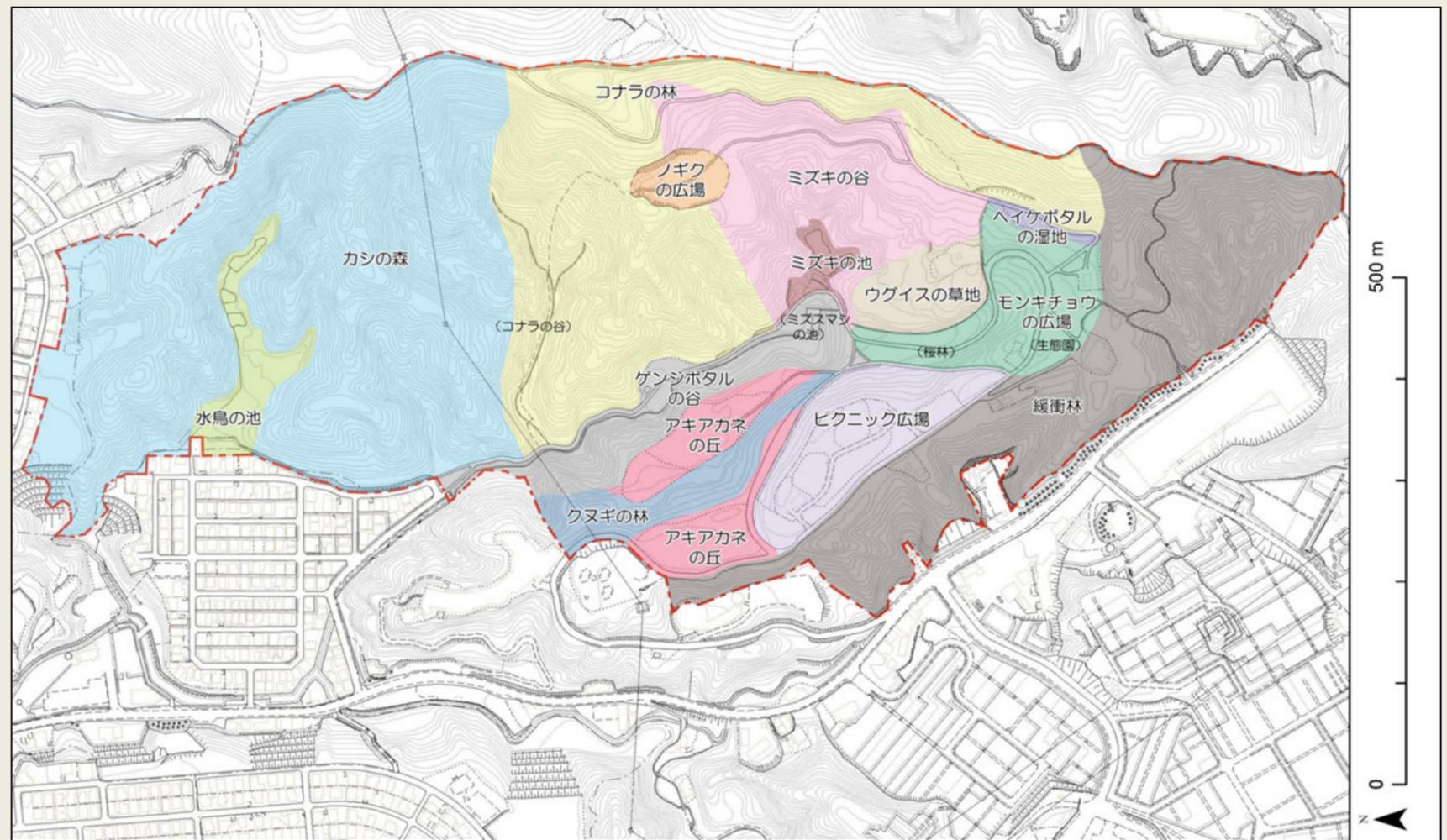
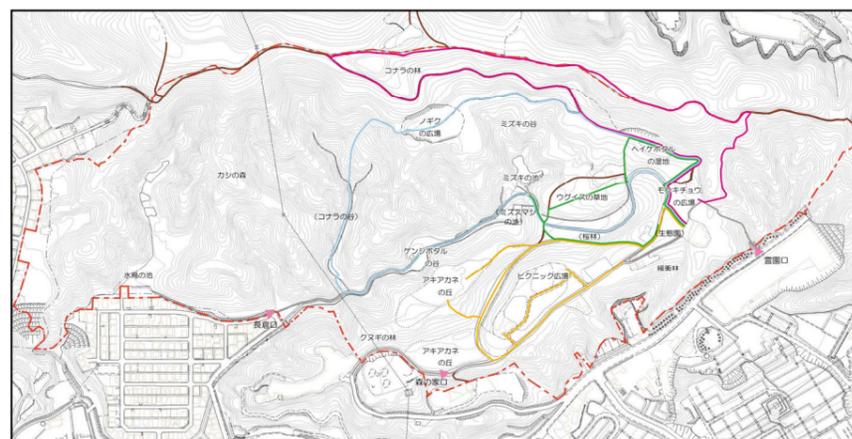


■ゾーンと管理区

- ①二次林で遷移をとめるゾーン
- ②遷移させるゾーン
- ③林縁(実験)管理ゾーン林



管理区：
市民ボランティ
ア等による管理
区(16区画、ク
ヌギの林、桜
林)



□トレイル沿い

- : ミズキの道
- : コナラの道
- : タンポポの道
- : ウグイスの道

□草地

- ・モンキチョウの広場(平地)
- ・モンキチョウの広場(斜面地)
- ・ピクニック広場
- ・アキアカネの丘(上の広場)
- ・アキアカネの丘(下の広場)
- ・ノギクの広場 [遷移させるゾーン内]
- ・ウグイスの草地 [林縁管理ゾーン]

□水辺

- ・ヘイケボタルの湿地
- ・アキアカネの丘(下の広場)
(通称:トンボ池)
- ・アキアカネの丘(上の広場)
- ・ミズキの池
- ・ミズスマシの池
- ・水鳥の池
- ・ゲンジボタルの谷・いたち川源流
- ・コナラの谷の流れ

横浜自然観察の森

■主なゾーン毎の特性(●)と管理目標(○)



A: 二次林で遷移をとめるゾーン

●ミズキ・ヤマザクラを主とした落葉広葉樹が多くを占め、センターから上郷・森の家裏手にはスギ・ヒノキの人工林が見られる。また、クヌギ林は、クヌギ・コナラが主体である。

○様々な環境を創出するために、様々な種類・成長段階の樹木が生育するよう管理する。そのためには、管理の時期をずらす(ローテーションで皆伐)・管理方法を一律化しない(低木・草本・落葉落枝の扱い)など配慮する。



B: 遷移させるゾーン

●「カシの森保護区」には、典型的なコナラ林を代表する林床植物が生育する落葉広葉樹林が残されている。湿潤な谷沿いに成立するタブノキ林が尾根沿いに分布する。開園当時よりモウソウチク林の生育範囲は拡大している。

○利用者および外周住宅地や道路への安全確保のために必要な管理およびゾーン内の草地や湿地、トレイル管理以外は原則維持管理は行わず、植生の遷移に任せていく。二次林から照葉樹林までの多様な樹林が成立できるように、広い面積を確保する。モウソウチク林は、環境教育に役立つ材料の供給の場として管理する区域と、モウソウチクを駆逐して自然な植生の推移を回復させる区域に分けて管理する。



C: 林縁(実験)管理ゾーン

●「ウグイスの草地」は開園当時は草地だったが、現在は樹林化している。
○林縁環境を創出した草地を復元する
○竹林は、急傾斜地では土壌の流出を防止するため林床環境を維持するとともに、設定エリア以外への侵入を防ぐ。



E: モンキチョウの広場(平地)

●中心部の踏圧の強い箇所はカゼクサ、オオバコといった草丈の低い草地。
○低茎草地として保全管理を行う。広場としての利用が高い場所であるため、定期的な刈り取りにより維持する。広場周辺部は、高茎草本を優占させる。



E: モンキチョウの広場(斜面)

●開園当初は草地だったが、現在は植栽木の生長や樹木の侵入により樹林地化。
○疎林内の草地広場として保全管理を行う。植栽木や常緑樹を間伐し、明るい疎林とする。



F: ピクニック広場

●広域水道企業団の朝比奈調整池の造成後、緑化協定により緑化された区域。芝生はススキ等の高茎草本が進入し、自然の植生に移行している。
○低茎草地の中に、高茎草本が点在する草地環境として保全管理を行う。観察やイベント等の利用及び小動物が息する環境の保全のために様々な刈高の草地を維持し管理を行う。



G: アキアカネの丘(上の広場)

●低茎草地。一部にススキ・オギ草地、外周部にアズマネザサ草地がある。広場の一部を掘り下げて、トンボのための水溜りがつくられている。
○一部に湿地や高茎草地が存在する低茎草地として保全管理する。観察等の利用及び小動物が息する環境の保全のための草地として管理を行う。



H: アキアカネの丘(下の広場)

●やや湿った低茎草地。浮葉・抽水性植物優占草地ほか、チガヤ優占草地、低茎湿性草地、ススキ・オギ草地が入り交じる。雨水がたまる4つの小さな池が掘られており、季節的に水がたまる池や湿地が形成される。
○一部に湿地や高茎草地が存在する低茎草地として保全管理する。また、雑木林と接する場所であることから、広場の西側では林縁環境として維持管理する。



I: ノギクの広場 [遷移させるゾーン内]

●開園以前に砂の採掘が行なわれていた砂地で、砂岩質の崖の崩落により砂が供給されている。貧栄養の砂地に独特な植物が生育し、一部で外来種が侵入している。
○砂質土壌に形成される低茎草地として保全管理を行う。草地・裸地性の昆虫の生息環境や、鳥類の採餌場などの多様な環境を維持する。



J: ウグイスの草地 [林縁管理ゾーン]

●当初はススキ草地であったが、現在はミズキを中心とした二次林に遷移している。
○林縁管理ゾーンとして、定期的な刈り取りや木本の適度な伐採により、疎林のなかに草地(ススキ等)が混在し、草地周辺に林縁環境が創出された環境として保全管理を行う。一部では、鳥や小動物の隠れ家となるヤブが存在する環境を保全・維持する。



K: ミズキの道A(自然観察センター周辺～長倉口)

●幅員が大きく、舗装された自然観察園路である。樹林に囲まれた谷地形で、ゲンジボタルの谷の水系がある。
○管理車両(緊急車両含む)及び一般利用者の通行を確保する樹木管理(傾斜木の幹、太枝の除去)を行う。安全管理上の支障木の除去及び園路にはみ出した草本の刈り込みを行う。観察資源となる植物や動物の隠れ家または触れ合いができる環境を保全する。



L: ミズキの道B(コナラの谷)

●コナラの道との分岐からノギクの広場にかけては平坦な園路。ノギクの広場からコナラの谷にかけては低木林に囲まれ、一部に急な階段がある。
○安全管理上の支障木の除去及び園路にはみ出した草本の刈り込みを行う。水辺を訪れる小動物の隠れ場所となる水際の低木や草本を保全する。観察資源となる植物、動物の隠れ家や触れ合いができる環境を保全する。(令和6年3月現在、がけ崩れにより通行止め区間あり)



M: タンポポの道A(自然観察センター周辺～森の家口)

●森の家からセンターをつなぐメインの動線であることから利用が多い。幅員が大きく、舗装された自然観察路。
○管理車両(緊急車両含む)及び一般利用者の通行を確保する樹木管理(傾斜木の幹、太枝の除去)を行う。食物供給源や、環境教育的な資源として活用されることから、多様な林縁環境(マント・ソデ群落、ススキなど)を保全した管理を行う。



N: タンポポの道B(自然観察センター周辺～アキアカネの丘)

●広域水道企業団の用地沿いの園路。植栽林(シラカシ等)とミズキ林を通る、踏み固められた道であり、開けた場所と樹冠が園路を覆っている場所がある。園路沿いの草本類が繁茂すると幅員が小さくなる。
○安全管理上の支障木の除去及び園路にはみ出した草本の刈り込みを行う。園路脇の外來植物(草本や実生木)は除去する。また、植栽由来で生長し過ぎた樹木は、順次伐採を行い、急激な環境の変化を避けながらゆっくりと自生種の群落に更新していく。



O: コナラの道A(自然観察センター周辺～尾根ルート分岐)

●モンキチョウの広場から尾根道に続く園路はミズキ・エノキ林を通る。霊園口の階段から尾根道に続く園路は常緑落葉広葉樹やスギ・ヒノキ林を通る。
○基本的に林冠が閉鎖した状態は維持しつつ管理する。安全管理上の支障木の除去及び園路にはみ出した草本の刈り込みを行う。



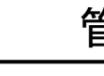
P: コナラの道B(尾根ルート)

●観察の森の境界を通る尾根道。関谷付近には落葉樹(コナラ、エノキ)、大丸山付近にはスダジイの大径木があり、大きな緑地の雰囲気がある。園路沿いにはアズマネザサが繁茂し、園路が狭まっている箇所も見られる。
○基本的に林冠が閉鎖した状態は維持しつつ管理する。安全管理上の支障木の除去及び園路にはみ出したアズマネザサの刈り取りを行い、通行を確保する。大径木は、歴史的な意味もあり、様々な生物の生息場所ともなっているので、支障がないかぎり切らないようにする。



Q: ウグイスの道(ヘイケボタルの湿地～タンポポの道合流部)

●ミズキの樹冠が園路を覆っており、林床はアズマネザサやアオキが優占する。
○「ウグイスの草地」に準ずる。安全管理上の支障木の除去及び園路にはみ出した草本の刈り込みを行う。



管理の考え方と留意点(3/3)



R: 霊園口～自然観察センター周辺

●霊園口から登る階段。バス停からの入口なので、利用の頻度は高い。
○一般利用者のメインアプローチであることから、修景面での配慮や利用面での支障とならない植物管理を行う。安全管理上の支障木の除去及び園路にはみ出した草本の刈り込みを行う。



S: ヘイケボタルの湿地

●東側斜面からのしほり水を利用した池であり、ヘイケボタルや止水性のトンボが生息する他、ヤマアカガエルの産卵場にもなっている。
○中栄養の水質と水量を確保し、現在の生物相の生息・生育環境を維持する保全管理を行う。水生生物の生育やヤマアカガエルの繁殖を考慮した適切な保全管理を実施する。泥上げや草刈の時期に配慮する。



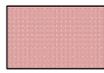
T: アキアカネの丘(下の広場)(通称:トンボ池)

●定期的に水がたまる4つのトンボ池。不透水層上に水が溜まるよう透水層土壌を掘り下げて作った水たまり。
○人為的に作られ、維持管理されている池であるため、現在の池の構造と生物相の生息・生育環境を維持する保全管理を行う。トンボが繁殖できる池として維持管理する。



U: アキアカネの丘(上の広場)

●窪地に雨水が溜まった水たまり。長期間、雨が降らないと、干上がる。
○定期的な刈り取りにより、水源や現在の水深や水量など現在の水環境を改善した保全管理を行う。



O: ミズキの谷の池

●工事のため池として整備した。観察小屋からの野鳥の観察の利用が多い。
○池の構造は現況のままとするが、水際に植生が回復した多様な水辺環境を創出する保全管理を行う。



P: ミズスマシの池

●ミズキの池を水源とし、底を防水コンクリートにより止水した池。ヤマアカガエル、止水性トンボ等が生息するが、ミズスマシは絶滅した。
○池の構造は現況のままとするが、水際に植生が回復した多様な水辺環境を創出する保全管理を行う。現況の水生生物の生息環境維持のため、水域・水流を確保するよう、随時点検や維持管理作業を行う。



Q: 水鳥の池

●水鳥の観察のための場所だが、現在は立ち入りが制限された保護区となっている。合計4箇所の池があるが、一部で陸化が進行している。
○外来種を除去し、在来種を保全する。また、水域の小動物の繁殖地として整備し、他の水域への供給源として保全管理する。



R: ゲンジボタルの谷・いたち川源流

●いたち川源流はミズスマシの池を水源とする。ゲンジボタルの谷は、ミズキの池から流れるトレイル東側の水路を水源とし、水路を防水シートで裏打ちして流水路としている。
○造成により、人工的なものに変化した植生および水路周辺を、ゲンジボタルなどの水生生物が生息しやすい自然的な状態で保全管理する。



S: コナラの谷の流れ

●コナラの谷を流れる沢であり、周辺を低木林に囲まれる。伏流水を防水シート上に流すことで地上に流している。
○源流域の自然環境を表す水辺環境として保全管理する。現況の水生生物の生息環境維持のため、水域・水流を確保するよう、随時点検や補修を行う。



O: 管理棟・便所・観察小屋区

●管理棟、便所などが設置されている。
○便所、研修室など管理棟の点検、清掃、補修等を行う。

横浜自然観察の森

基本管理: 作業対象範囲・管理留意点図・維持管理水準一覧表

基本管理

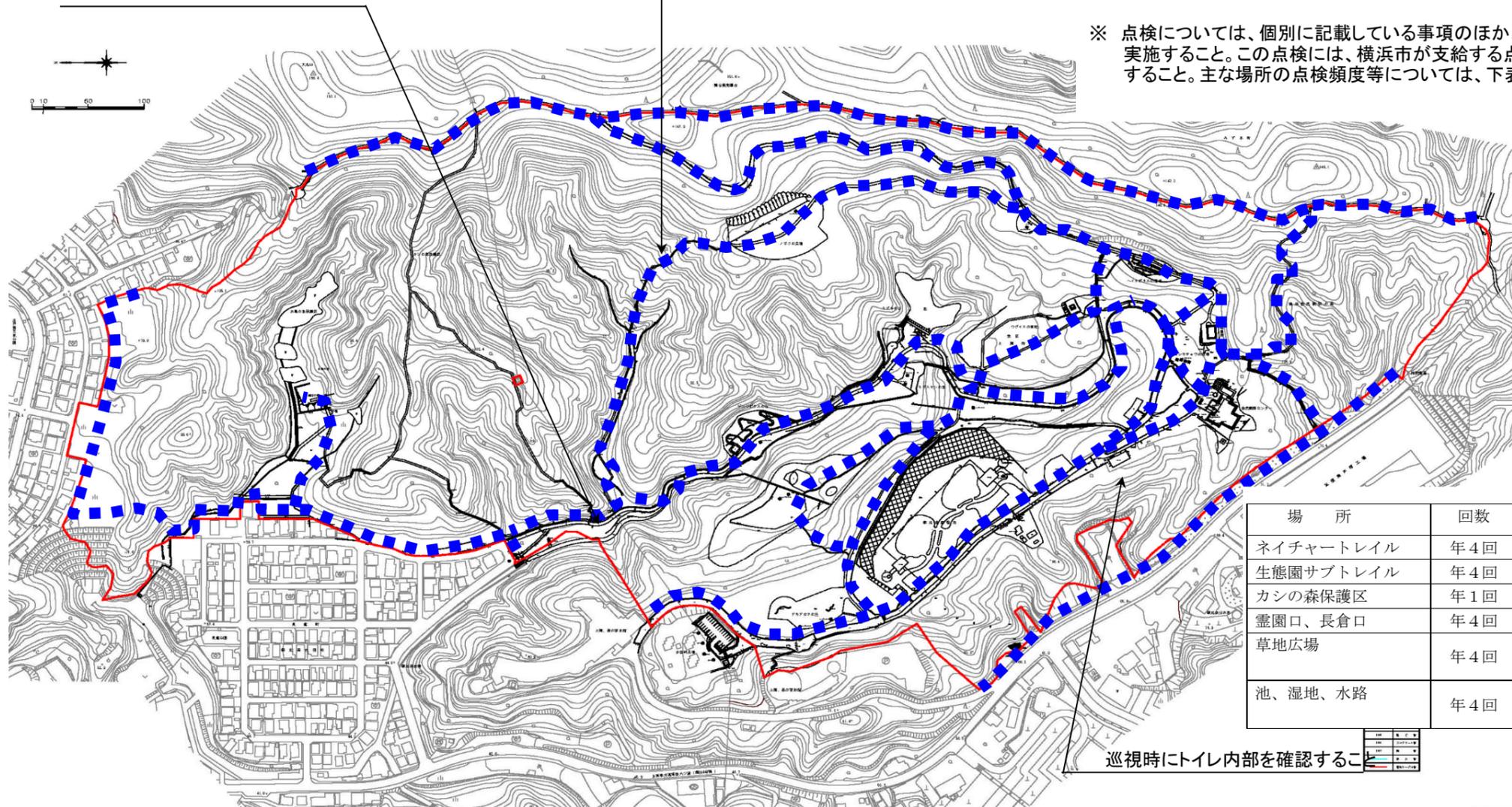
管理項目	管理水準			備考			
	対象	規模・単位	年回数				
巡視	定期巡視 ←---	園路・主要施設・樹林地	1式	1回/2週 ※1			
	臨時巡視	台風等近接通過後の巡視	1式	随時 ※2			
清掃	日常清掃	清掃	園内(主に園路・広場等)	1式	1回/2週	巡回時に実施	
		処分	清掃に伴うゴミ		0.06t	随時	※3
			植物管理のゴミ		15.0t	随時	※3
	臨時処置	台風・不法投棄等のゴミの臨時処理	1式	随時			
臨時清掃	落ち葉清掃	1式	随時	11~1月※4			
池・水路	臨時処置	台風・大雨などへの対策	1式	随時			

- ※1: 各種ボランティア活動や希少な生き物の生息状況等に配慮して実施すること
- ※2: 外周部や園路、主要施設周りを中心に実施すること
- ※3: 年間予想排出量(平成29年度の横浜自然観察の森の処分量を基に算出)
- ※4: 落ち葉清掃は、霊園口階段やミズキの道(舗装路)を中心に実施すること

※ 点検については、個別に記載している事項のほか、「横浜市公園施設点検マニュアル」による点検を実施すること。この点検には、横浜市が支給する点検チェックシートを使用し、点検後速やかに報告すること。主な場所の点検頻度等については、下表のとおりとする。

巡視時にトイレ内部を確認すること

巡視ルート



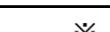
施設点検回数

場所	回数	備考
ネイチャートレイル	年4回	ミズキの道、コナラの道、タンポポの道、ウグイスの道
生態園サブトレイル	年4回	
カシの森保護区	年1回	水鳥の池保護区を含む
霊園口、長倉口	年4回	
草地広場	年4回	モンキチョウの広場、アキアカネの丘、ウグイスの草地、ノギクの広場
池、湿地、水路	年4回	ミズキの池、ミズスマシの池、ゲンジボタルの谷、ヘイケボタルの湿地、いたち川等排水路

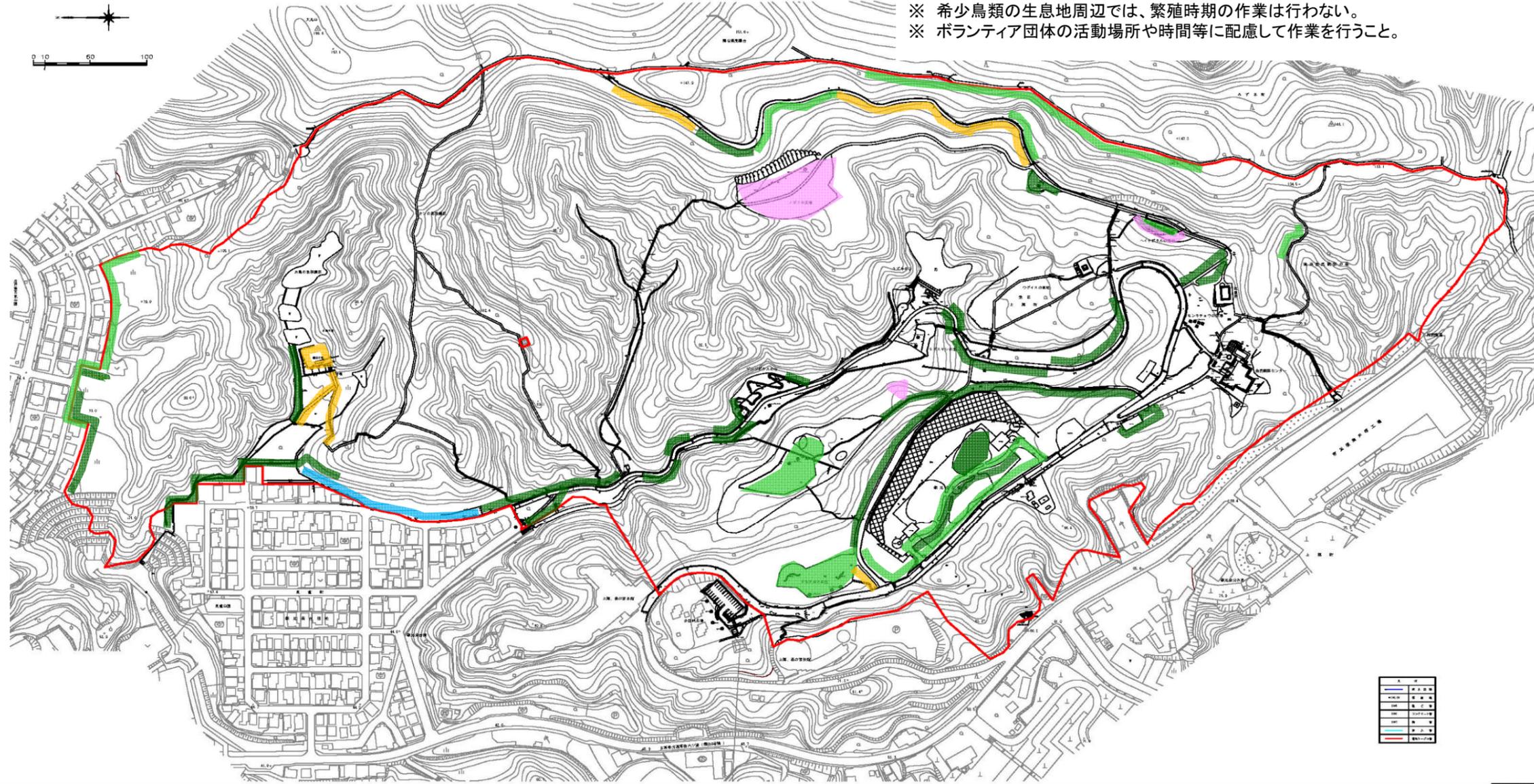
巡視時にトイレ内部を確認すること



植物管理(1/3)

管理項目	管理水準				備考
	対象、刈高等	規模・単位	年回数	時期	
 除草 人力	平均草高80cm超	2,600m ²	1回/年	7~12月	※
 草刈 機械(肩掛式)	平均草高80cm以下	7,000m ²	1~2回/年	7~12月	※
 草刈 機械(肩掛式)	平均草高80cm超	18,000m ²	1~2回/年	7~12月	※
 急傾斜草刈	機械(肩掛式)	1,700m ²	1回/年	7~8月	※
 篠竹刈作業	集積、積込、清掃含む	1,500m ²	1回/年	7~12月	※

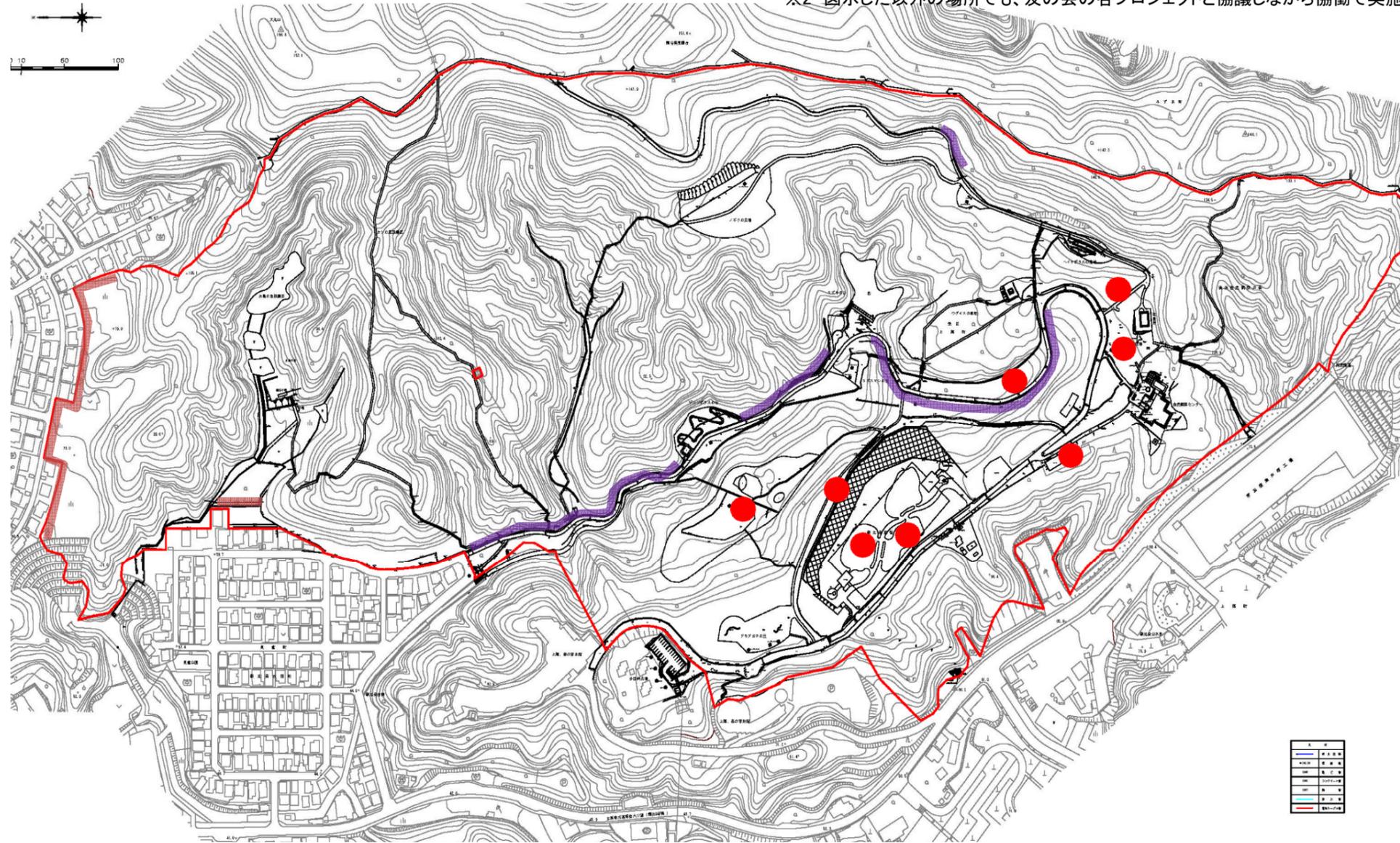
- ※ 園路沿いの草刈については、利用者への安全性を最優先とするが、観察資源としての価値や様々な生きものにも配慮して、全域を一律で行うのではなく、場所ごとに時期や刈高を設定すること。
- ※ 希少鳥類の生息地周辺では、繁殖時期の作業は行わない。
- ※ ボランティア団体の活動場所や時間等に配慮して作業を行うこと。

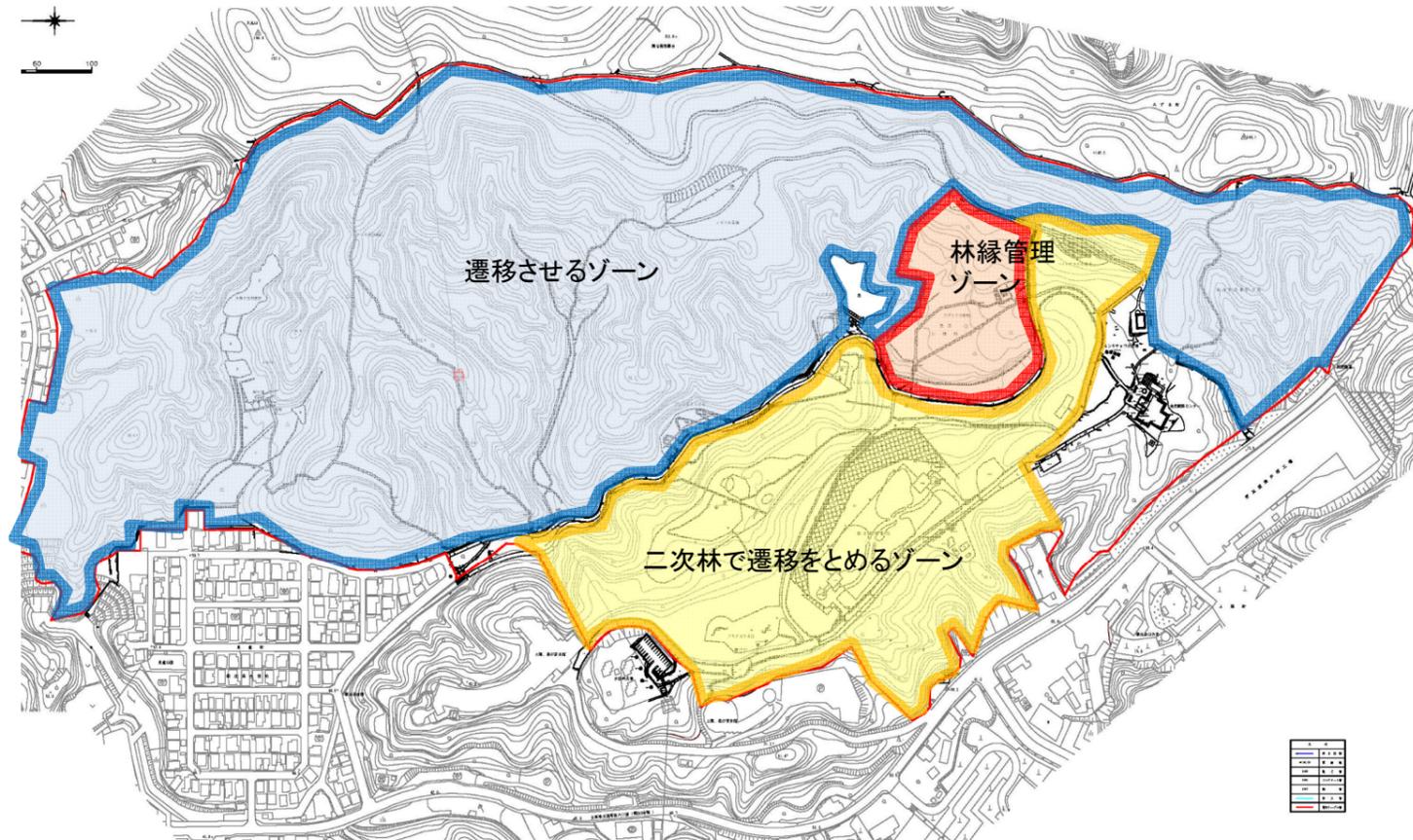


植物管理(2/3)

管理項目	管理水準					備考
	対象、刈高等	規模・単位	年回数	時期	指標生物(参考)	
● 選択的除草 人力	外来植物(セイタカアワダチソウなど)	8か所	1回/年	7~11月		※1 ※2
■ つる性植物除去	フェンス等積込清掃舎	1,000m ²	2回/年	7、10月		
■ 機械刈込 バリカン式刈込機械	150<h≤250cm	1,500m ²	1回/年	10~12月		

※1 生物多様性保全のための管理として行い、ボランティアや学生、企業のCSR活動等と連携して実施する。
 ※2 図示した以外の場所でも、友の会の各プロジェクトと協議しながら協働で実施する(令和4年度は89回実施)。





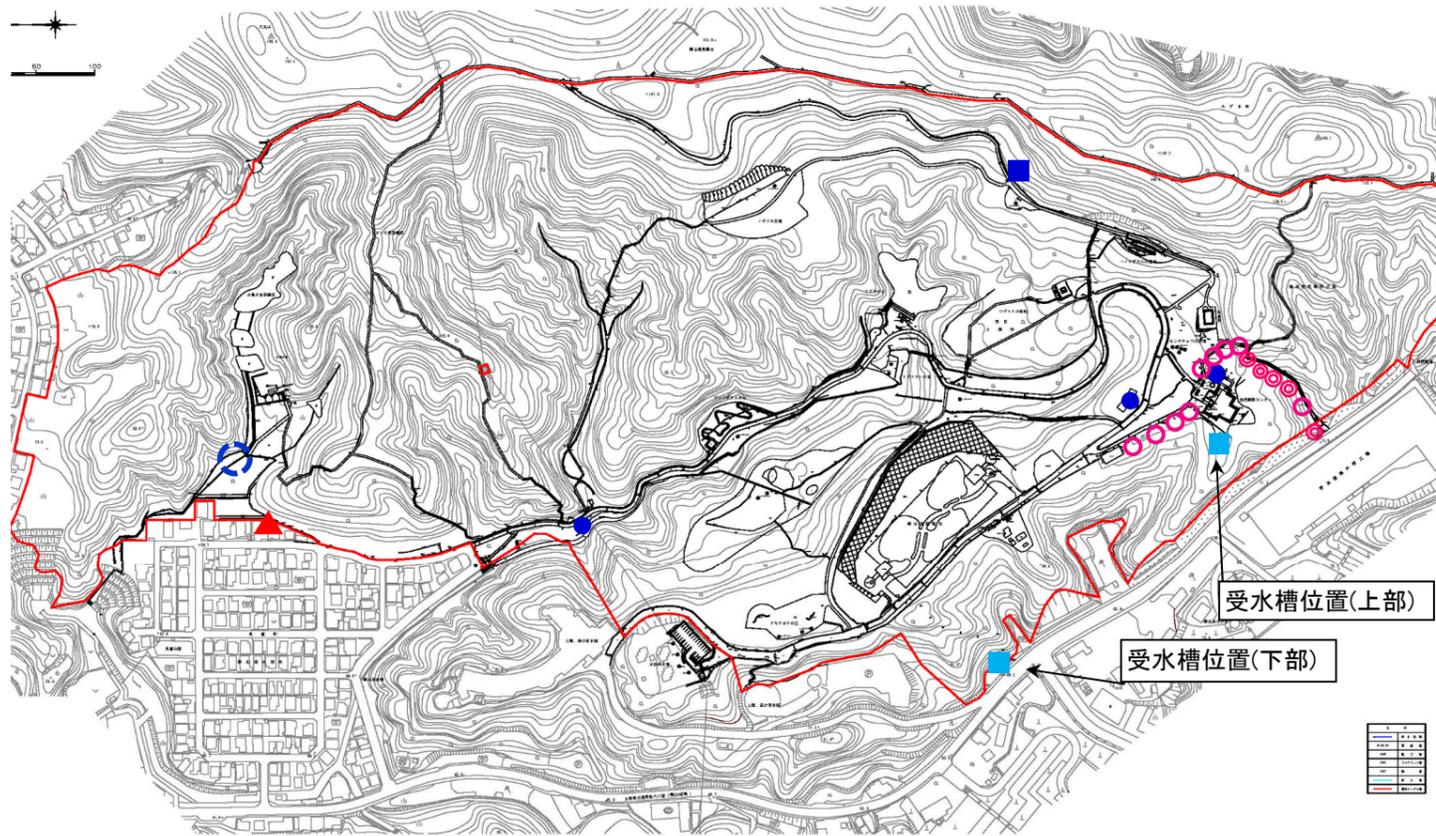
植物管理(3/3)

管理項目	管理水準				備考
	対象、刈高等	規模・単位	年回数	時期	
樹林管理 ■	整枝剪定	越境枝、支障枝	1式	随時	- ※1
	病虫害防除	巡視による発見・剪徐・焼却	1式	随時	- ※2
「遷移させるゾーン」	臨時処置	枯損木の処理	1式	随時	-
		緊急対応	1式	随時	- ※3
樹林管理 ■	伐採、間伐、剪定	弱小木、込み入った樹木の伐採・剪定等	1式	随時	- ※4
	整枝剪定	越境枝、支障枝	1式	随時	- ※1
	病虫害防除	巡視による発見・剪徐・焼却	1式	随時	- ※2
		枯損木の処理	1式	随時	-
「二次林で遷移をとめるゾーン」	臨時処置	緊急対応	1式	随時	- ※3
		伐採、間伐、剪定	弱小木、込み入った樹木の伐採・剪定等	1式	随時
樹林管理 ■	整枝剪定	越境枝、支障枝	1式	随時	- ※1
	病虫害防除	巡視による発見・剪徐・焼却	1式	随時	- ※2
		枯損木の処理	1式	随時	-
	「林縁管理ゾーン」	臨時処置	緊急対応	1式	随時

- ※: 樹林管理は、希少鳥類に配慮し、早朝に作業は行わず、行う場合は、営巣地から離れた場所から作業を行う。
- ※: 樹林管理の詳細については、横浜自然観察の森保全管理計画書を参照すること。
- ※: 樹林管理については、必要に応じて横浜市と協議のうえ行うこと。
- ※1 「遷移させるゾーン」では主に住宅や道路と隣接する外周部や広場、園路沿い等を対象範囲とする。
- ※2 薬剤の使用は原則行わない。やむを得ず薬剤を使用する際には関係法令等を遵守すること。
- ※3 台風災害時等の民家や交通支障となる樹木の処理を行う。
- ※4 多様な環境を創出するため、様々な種類(自生種・在来種)・生長段階の樹木が生育するよう管理する。
- ※5 定期的な刈り取りや木本の適度な伐採により、疎林内に草地が混在し、草地周辺に林縁環境が創出された環境を目指す。

横浜自然観察の森

施設管理: 作業対象範囲・管理留意点図・維持管理水準一覧表 (1/2)



施設管理(一般)

管理項目	管理水準			備考			
	対象	規模・単位	年回数				
給水施設	点検	水飲み、手洗い、散水栓 ●	3基	4回/年			
	補修	水飲み、手洗い、散水栓、給水管等	1式	随時			
	樹清掃	水飲み、手洗い	2基	1回/年			
排水施設	点検	側溝・管渠・樹類	1式	4または1回/年			
	管・樹清掃	U字溝	1式	1~2回/年	※1 ▲		
		樹類	1式	1回/年			
		浸透樹(1箇所) ■	1式	随時			
		管渠	1式	随時			
		臨時清掃 ○	1式	随時	台風時に土砂上げ		
工作物	点検	観察小屋、四阿、休憩小屋、テーブルベンチ、柵類等工作物	1式	4または1回/年	※2		
	補修	観察小屋、四阿、休憩小屋、テーブルベンチ、柵類等工作物	1式	随時			
	臨時処置		1式	随時			
電気設備	点検	負荷設備	定期点検	分電盤、ポンプ電動機	1式	1回/年	※3
		園内灯設備	巡視点検	園内灯 ● フットライト ○	1式	1回/年	点検
		電気工作物	定期点検	一般用電気工作物	1式	1回/年	点検
	受水槽	点検清掃	上部受水槽	2基	1回/年	法定点検	
		水質検査	下部受水槽 ■	2基	1回/年	点検	
	空調設備	点検清掃	管理棟内空調	1式	2回/年	法定点検	
	消防設備	機器点検	自動火災報知設備、消火器、誘導灯	1式	1回/年	法定点検	
			機器・総合点検	1式	1回/年	法定点検	
修理	園内灯設備	ランプ交換等	1式	随時			
流れ	流れ清掃・泥上げ		1式	随時			
	樹清掃 落ち葉清掃		1式	随時			

※1: U字溝が隣接する宅地の敷地内を通過するため、定期的な清掃等の管理を行うこと。

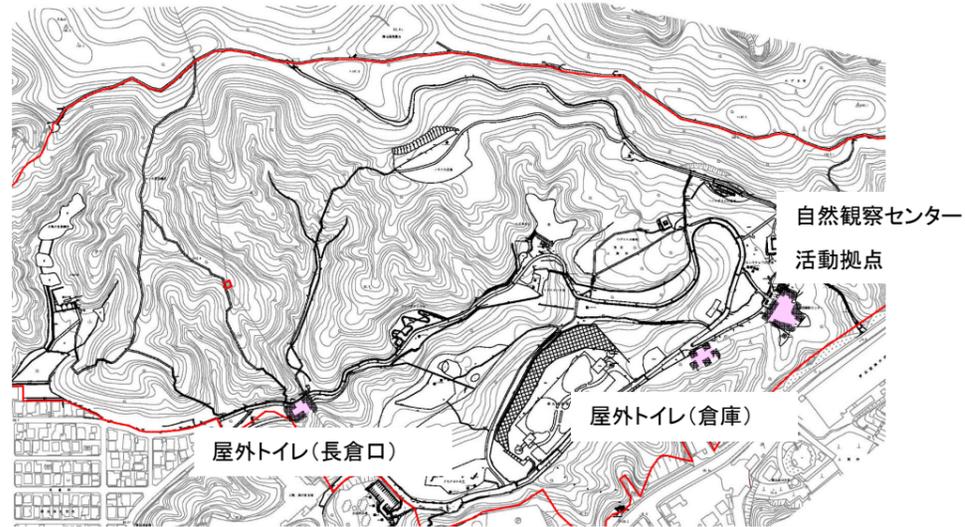
※2: 横浜市公園施設点検マニュアルに従って点検すること。

※3: 外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等

※: 指定管理業務での修繕が困難な場合は、横浜市に連絡のこと。ただし、指定管理者が制作設置した工作物については補修を行うこと。

横浜自然観察の森

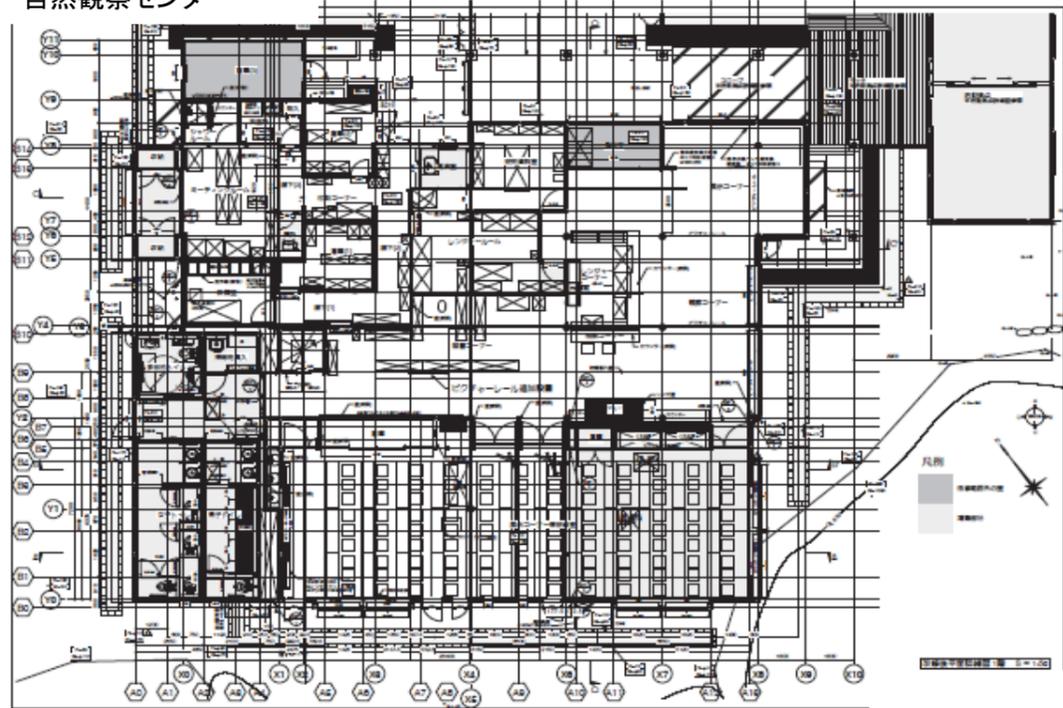
施設管理: 作業対象範囲・管理留意点図・維持管理水準一覧表 (2/2)



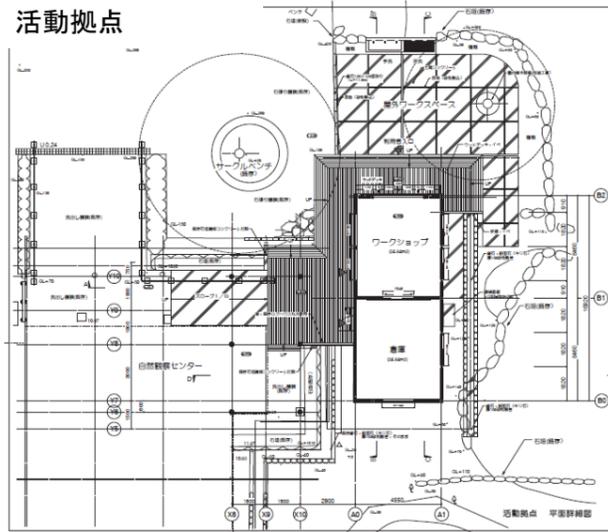
施設管理(建物)

建物管理	管理項目	管理水準			備考	
		対象	規模・単位	年回数		
■	屋外トイレ管理	点検	1式	1回/日		
	清掃	2箇所	69.2m ²	3回/週		
■	管理棟内の管理	点検	1式	1回/日		
		室内清掃	センター、活動拠点、トイレ	1式	1回/日	
		建物床日常清掃	センター	393.6m ²	2回/週	玄関マット1回/月交換
			活動拠点	49.7m ²	1回/月	
		トイレ	37.8m ²	3回/週		
		建物床定期清掃	センター、活動拠点	443.3m ²	2回/年	表面洗浄、ワックス
窓ガラス定期清掃	センター、活動拠点	97.6m ²	2回/年			
	暖炉煙突清掃	センター	1式	随時		

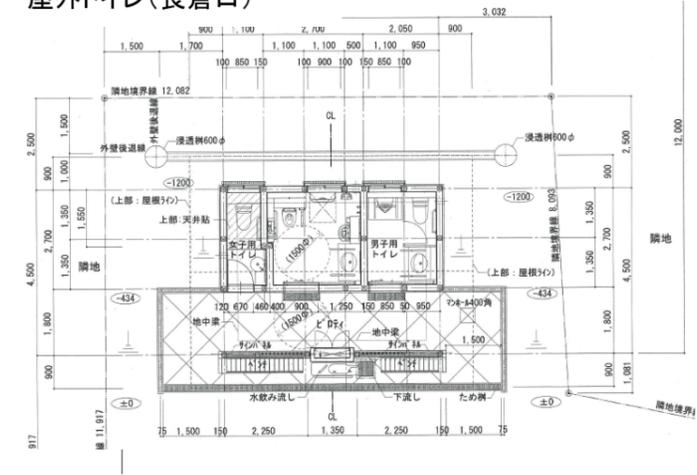
自然観察センター



活動拠点



屋外トイレ(長倉口)



屋外トイレ(倉庫)

